



稲沢市独自補助金

稲沢市剪定枝処理対策事業費補助金

剪定枝**破碎機**購入費補助事業

剪定枝破碎機及びその消耗品の購入費用の一部に補助金を交付しています。
破碎機等の**購入前に申請が必要**となります。

対象者	稲沢市内居住の農業者
補助率・ 上限金額	剪定枝破碎機及びその消耗品の購入に要する経費 の1/3以内（消費税は除く） 上限100万円 100円未満切捨て
申請期間	毎年4月1日 ～ 9月30日 ※消耗品のみ購入の場合は毎年3月10日まで 締切日が土曜、日曜、祝休日等で休庁日に当たる場合、その直前 の平日が締切日になります。

最新の情報はホームページをご確認ください

申請書類	(1) 交付申請書（様式） (2) 前年の確定申告書の写し (3) 事業計画書（様式）、収支予算書（様式） (4) 見積書の写し 機械本体価格（税抜）又は消耗品価格が 20万円未満…1社以上 20万円以上200万円未満…2社以上 200万円以上…3社以上 (5) 購入する機械のカatalog※ (6) 整備位置図※ ※消耗品のみの場合提出不要
申請 スケジュール	1 購入前に業者に農業用機械等のCatalog及び見積書の作成を依頼 2 申請書類を持参し、市役所農務課にて申請手続き 3 交付決定通知書を受領後、60日以内に農業用機械等を購入、納品 4 機械購入後15日以内に、市役所農務課へ完了報告書類一式を提出 5 額の確定通知書を受領後、15日以内に市役所農務課へ請求書を提出
注意事項	・交付決定前に購入した場合は、補助金を交付できません。 ・同一年度内の申請は1回のみです。なお、一申請あたり機械を2台以上購入 することができます。 ・予算には限りがあります。

問合先・申請先
稲沢市役所農務課農業振興グループ（本庁舎2階）
TEL 0587-32-1352（ダイヤルイン）

市ホームページはこちら→
ID 433
「剪定枝処理対策事業費補助金」

